

# 名取市耐震改修促進計画

平成20年9月 策定  
平成28年3月（改定）  
令和 3年3月（改定）

名 取 市



# 目 次

## 第1章 計画の目的

1.計画改定の背景 .....	2
2.計画の目的・位置づけ .....	3
3.計画の対象区域 .....	4
4.計画期間 .....	4

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1.耐震化の現状 .....	6
2.耐震化の目標設定 .....	9

## 第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1.基本的な取り組み方針 .....	12
2.耐震化を図るための施策 .....	13
3.耐震化を促進するための環境整備 .....	14
4.地震発生時に通行を確保すべき道路 .....	15

## 第4章 啓発及び知識の普及に関する施策

1.地震防災マップの有効活用 .....	20
2.相談体制の整備及び情報提供の充実 .....	20
3.関係団体との連携 .....	20



# 第1章

## 計画の目的

## 1 計画改定の背景

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により多くの尊い命が奪われ、約 25 万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらしました。このうち地震による直接的な死者数の約 9 割が住宅・建築物の倒壊等（10 万棟を超える家が全壊）によるものでした。

なお、このとき倒壊した建築物の多くは、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定（以下「新耐震基準」という。また、これ以前の基準を「旧耐震基準」という。）に適合していない建築物でした。

この教訓を踏まえて、国は、平成 7 年 10 月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 12 月施行。以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

近年では、新潟県中越地震（平成 16 年）、福岡県西方沖地震（平成 17 年）、能登半島地震（平成 19 年）、新潟県中越沖地震（平成 19 年）、岩手・宮城内陸地震（平成 20 年）と地震が頻繁に発生している中、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）は、巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命を奪うなど、甚大な被害をもたらしました。

東日本大震災においては、本市でも最大震度 6 強を観測し、地震の揺れは約 3 分間継続し、さらには、この地震により巨大津波が発生し、市内で建築物の全壊が 3,765 棟、大規模半壊が 355 棟、半壊が 1,229 棟、一部損壊が 11,447 棟あり、多くの建築物所有者等が建て替えや修繕等を余儀なくされています。

このように、大地震により建築物が被害を受けると、その後の生活基盤が揺らぐことや、倒壊等により避難路等をふさぎ、緊急時に通行の障害となることから、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るために、建築物の耐震化や減災化に向け、より一層取り組む必要があります。

本市は、平成 20 年 9 月に「名取市耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を 90%以上とすることを目標に耐震化に取り組んできましたが、東日本大震災による甚大な被害や災害に対する社会情勢の変化により、更なる耐震化促進の取り組みを充実・強化する必要が生じました。また、平成 25 年に耐震改修促進法が改正され、建築物の耐震改修に対する取り組みが強化され、本計画を平成 28 年 3 月に改定を行いました。

その後、平成 30 年 6 月に起きた大阪府北部地震では、ブロック塀等の倒壊被害が生じ、このことをきっかけとして「耐震改修促進法」が改正され、施行令第 4 条の通行障害建築物の要件に、建築物に付属する組積造の塀が追加されました。こうした経緯を踏まえ、本計画の今回改定では組積造の塀に関して新たな方針を示しました。

## 2 計画の目的・位置づけ

### 1) 計画の目的

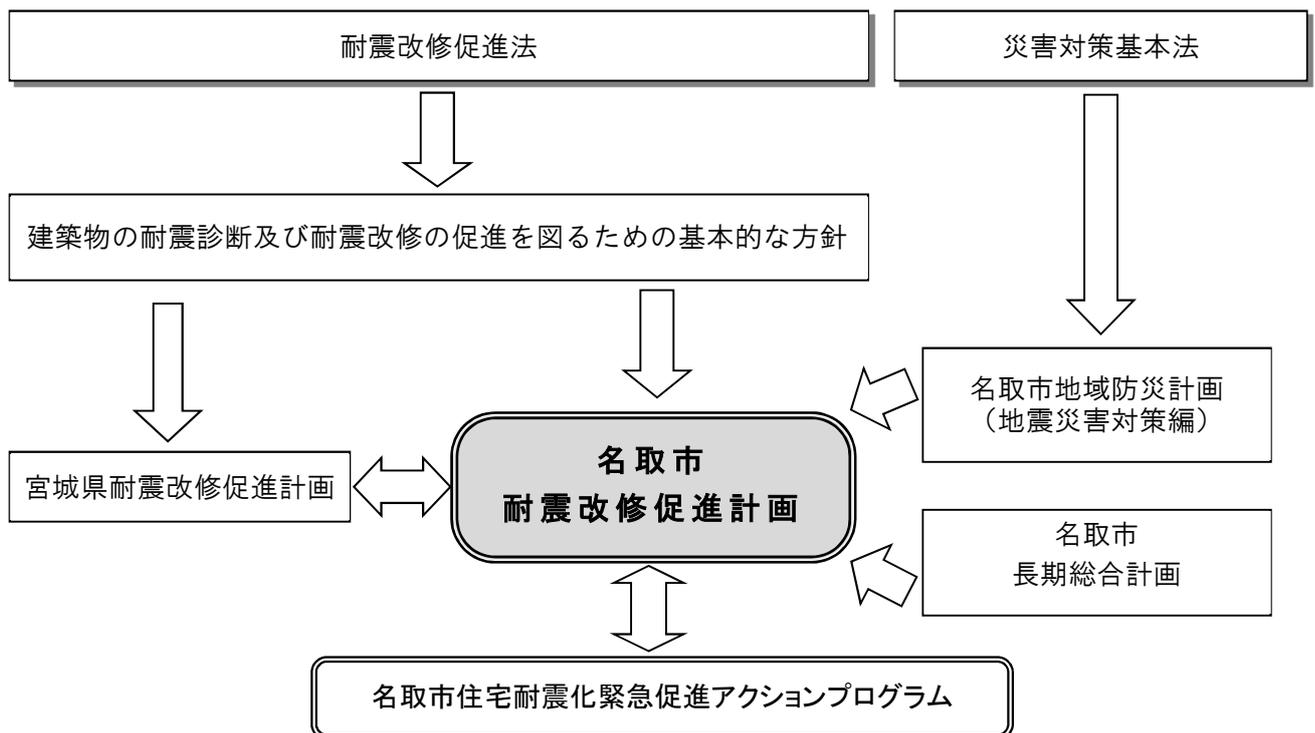
本計画は、地震発生時における建築物の倒壊等の被害の軽減を目指し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的・総合的に促進し、災害に強い名取市を実現することを目的とします。

### 2) 位置づけ

本計画は、耐震改修促進法に基づき、名取市内の耐震改修の促進に関する計画として作成します。

具体的には、本計画の上位計画にあたる名取市地域防災計画に定められている事項を考慮し、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化を重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を行い、市内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進のための指針として位置づけます。

#### ■計画の位置づけ



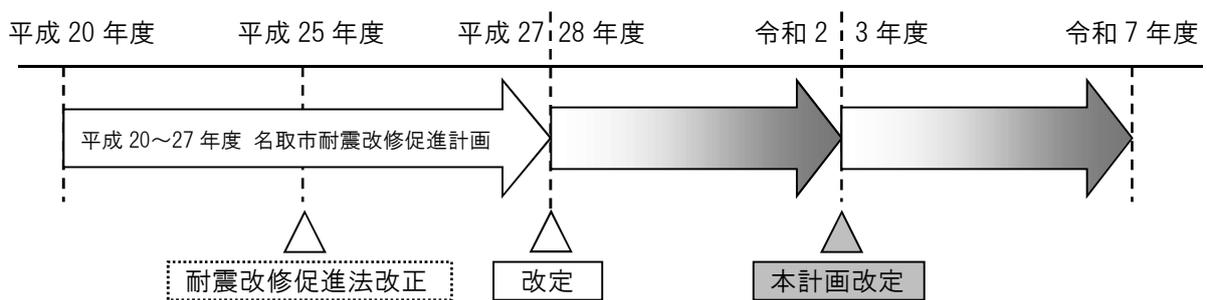
### 3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、名取市全域とします。

### 4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

なお、国や宮城県の施策の動向や計画の進捗状況の検証等により、必要に応じて計画内容を見直すこととします。



## 第2章

# 建築物の耐震診断及び耐震改修の 実施に関する目標

## 1 耐震化の現状

### 1) 住宅の耐震化の現状

「住宅・土地統計調査」によると、本市の住宅総戸数は28,690戸とあり、昭和56年5月以前に建築された住宅は、そのうちの約12.9%の3,705戸となっています。住宅の耐震化の現状は、昭和56年5月以前に建築された住宅のうち1,589戸の耐震性のある住宅と、昭和56年6月以降に建築された24,985戸と合わせて耐震化率は約92.6%となっています。また、耐震性のないとされる住宅は、2,116戸となっています。

区分別内訳をみると、戸建住宅は19,580戸であり、このうち耐震性を有する住宅は17,814戸で、耐震化率91.0%となっています。戸建住宅以外（共同住宅等）は9,110戸であり、このうち耐震性を有する住宅は8,760戸で、耐震化率96.2%となっています。

また、構造別内訳をみると、木造住宅は20,850戸であり、このうち耐震性を有する住宅は19,033戸で、耐震化率91.3%となっています。非木造住宅は7,840戸であり、このうち耐震性を有する住宅は7,541戸で、耐震化率96.2%となっています。

### ■住宅の耐震化の現状

(単位：住戸)

区分	構造	昭和56年5月以前の住宅			昭和56年6月以降の住宅 D	住宅(合計) E=A+D	耐震性を有する住宅 F=B+D	耐震化率 G=F/E
		総数		耐震性:無 C				
		A	耐震性:有 B					
戸建住宅	木造	2,996	1,285	1,711	15,634	18,630	16,919	90.8%
	非木造	96	41	55	854	950	895	94.2%
	小計	3,092	1,326	1,766	16,488	19,580	17,814	91.0%
戸建住宅以外	木造	186	80	106	2,034	2,220	2,114	95.2%
	非木造	427	183	244	6,463	6,890	6,646	96.5%
	小計	613	263	350	8,497	9,110	8,760	96.2%
再計:木造合計		3,182	1,365	1,817	17,668	20,850	19,033	91.3%
再計:非木造合計		523	224	299	7,317	7,840	7,541	96.2%
住宅総数		3,705	1,589	2,116	24,985	28,690	26,574	92.6%

(平成30年10月1日の現状値：平成30年住宅・土地統計調査資料より)

※住宅の耐震化率推計方法の変更について

- ・国の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において、住宅・建築物の耐震化率の推計方法等の変更について提言されました。
- ・従来の耐震化率の推計方法は、データが古く実態を反映していない可能性があるため、推計方法の継続性に固執することなく、耐震診断のサンプル数が多く、耐震改修の実態を正確に反映できる方法を採用するのが適切ではないかと提言されました。
- ・よって、今回の耐震化率は前回計画より低下していますが、実態の耐震化率は向上しています。

※統計数値を比率按分等により分割し四捨五入しているため、合計の数値が一致しない場合があります。

※耐震性を有する住宅及び耐震化率とは

- ・耐震性を有する住宅とは、新耐震基準適用の昭和56年6月以降に建てられた全住宅棟数と、旧耐震基準適用の昭和56年5月以前に建てられた住宅のうち、耐震性があると考えられる住宅棟数を推計値から算出した住宅棟数となります。

2) 特定建築物の耐震化の現状

本市にある特定建築物の耐震化の現状は、下記の表のとおりです。耐震改修促進法第14条第1号に規定する、多数の者が利用する特定建築物は126棟存在します。このうち、125棟については耐震性能を有しており、耐震化率は約99.2%となっています。

■ 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

区分	用途	昭和56年5月以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物 D	建築物(合計) E=A+D	耐震性を有する建築物 F=B+D	耐震化率 G=F/E
		総数		耐震性:無 C				
		A	耐震性:有 B					
災害時の拠点・避難施設となる建築物	市庁舎、消防署、小・中学校、病院、老人福祉センター、体育館等	11	10	1	16	27	26	96.3%
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館・博物館、銀行、私立学校等	0	0	0	16	16	16	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿、老人ホーム、事務所、工場等	8	8	0	75	83	83	100.0%
建築物総数		19	18	1	107	126	125	99.2%

(令和2年8月の現状値：名取市集計宮城県とりまとめ資料より)

※公共建築物には、国・県の施設は含まれていません。

### 3) 防災上重要建築物の耐震化の現状（市有建築物）

市有建築物の中には、多数の者が利用する特定建築物や、防災活動拠点や避難場所、消防施設などの災害時における防災活動の拠点施設として、大きな役割を果たすことが求められる建築物など、数多くの防災上重要な建築物がありますが、本計画ではこれらを耐震化すべき建築物として位置づけます。

こうした防災上重要な市有建築物の総数は225棟であり、そのうち昭和56年5月以前の旧耐震基準により建築されたものが55棟あります。

これら旧耐震基準により建築された建築物のうち、耐震診断実施により耐震性能が認められる建築物は22棟、および耐震改修が行われた建築物は24棟であり、旧耐震基準による建築物のうち耐震性が確認されていない建築物は9棟となっています。

よって、市有建築物における防災上重要建築物の耐震化率は、96.0%となっています。

※建替え、用途廃止予定の建築物は含んでいません。

※集計方法の変更のため、防災上重要な市有建物の総数等が変更となっています。

#### ■ 防災上重要建築物に求められる役割

	項 目	具体的用途の例
防災上重要建築物	災害対策拠点施設	庁舎等
	救助・救急、医療等拠点施設	消防施設等
	避難収容施設	学校、体育館等
	避難弱者収容施設	高齢者福祉施設等
	多数の市民が集まる施設	公民館等
	比較的滞在時間が長い施設	市営住宅等
	上記以外の施設	消防ポンプ車車庫、地区集会所など

## 2 耐震化の目標設定

国土交通省では、住宅・建築物の耐震化を図る観点から、国土強靱化アクションプランや住生活基本計画において耐震化率の目標を設定しているところですが、こうした目標について今後どのように目標を設定し、達成状況を検証していくかなどのフォローアップのあり方について検討するため、「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」を設置しました。

そのなかで、住宅の耐震化率の目標では「令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消」を提言しています。また、建築物（住宅以外）の耐震化率の目標では、「令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物の概ね解消」を提言しています。

本市においては、国の目標に基づき、住宅の耐震化率を令和7年度末に95%、特定建築物と市有建築物の耐震化率を令和7年度末に100%とすることを目標にします。

### 1) 住宅の耐震化の目標

今回の計画改定に伴い、住宅の耐震化率の推計方法を変更したため、平成30年度の現状耐震化率が前回計画の現状値より低下することとなりました。（実体的には耐震化率は向上）

ただし、木造住宅耐震改修工事助成事業による耐震化に加え、所有者が独自に耐震改修を行ったものや、新築や建替えもあったことから、年々耐震化率は向上しています。しかしながら、近年、当該事業の件数は年々減少していることから、より一層啓発に取り組むとともに、効果的な耐震化促進の検討が必要となっています。

住宅の耐震化の状況は下記のとおりです。令和7年度末までに、住宅の耐震化率を95%以上とすることを目標とします。

なお、耐震化の進捗状況については、住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されることから、その集計結果をもとに進行管理を行います。

令和7年度末までに耐震化率の目標を95%とします。

前回計画目標		今回計画目標	
現 状	⇒	目 標	現 状
平成25年度		令和2年度	平成30年度
94%		95%	93%
			⇒
			目 標
			令和7年度
			95%

## 2) 特定建築物の耐震化の目標

本市の特定建築物の耐震化の状況は下記のとおりです。令和7年度末までに、特定建築物の耐震化率を100%以上とすることを目標とします。

このうち公共建築物については、防災上重要な拠点施設および多数の市民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえて計画的に耐震化を進めてきたため、全施設の耐震化が完了しています。

民間建築物については、医療施設の1施設の耐震化を残すのみとなり、さらなる支援に向けての取り組みを図っていきます。

令和7年度末までに耐震化率の目標を100%とします。

前回計画目標		今回計画目標		
現 状	⇒	目 標	現 状	
平成 27 年度		令和 2 年度	令和 2 年度	
96%		98%	99%	
			⇒	目 標
				令和 7 年度
				100%

## 3) 防災上重要建築物の耐震化の目標（市有建築物）

本市の市有建築物の耐震化の状況は下記のとおりです。令和7年度末までには、全施設を耐震化することを目標とします。

なお、耐震化の進捗状況については、定期的に耐震改修や更新状況を確認し、進行管理に努めていきます。

令和7年度末までに耐震化率の目標を100%とします。

前回計画目標		今回計画目標		
現 状	⇒	目 標	現 状	
平成 27 年度		令和 2 年度	令和 2 年度	
95%		100%	96%	
			⇒	目 標
				令和 7 年度
				100%

## 第3章

# 耐震診断及び耐震改修の 促進を図るための施策

## 1 基本的な取り組み方針

旧耐震基準建築物の耐震化を促進するため、市有建築物の耐震化を促進するとともに、民間住宅に対しても、耐震化に関する普及啓発や助成事業、相談窓口の開設など耐震化を促進するための施策に取り組んでいきます。

### 1) 促進の方向性

- 住宅及び建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが重要です。
- 市は、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、必要な支援を行います。
- 市民、行政、耐震に係る技術者や専門的知見を有する者が所属する関係団体と連携を図ります。

### 2) 役割分担と連携

#### ①市民（建物所有者等）

- 建築物の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断を行い必要に応じて耐震改修に努めます。
- 特に、民間の防災上重要な建築物、不特定多数が利用する特定建築物の所有者等は、地震に対する安全性確保の重要性を認識し耐震化に努めます。

#### ②関係団体（耐震に係る技術者や専門的知見を有する者が所属する団体）

- 団体は、様々な機会を活用し、耐震に係る技術者育成や技術力向上に努めます。
- 団体の持つ専門的知見や人材ネットワーク等を活用し、本市や宮城県等と連携し、耐震相談窓口の設置、耐震診断などにより民間建築物の耐震化に寄与することに努めます。

#### ③行政（名取市）※所管行政庁及び特定行政庁との連携を含む

- 建築物の所有者又は管理者は、主体的に耐震化の取り組みができるように宮城県や関係機関と協力して耐震化促進のための環境整備や情報提供等の支援を行います。
- 耐震診断及び耐震改修の進捗状況について情報収集を行います。

## 2 耐震化を図るための施策

本市では、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組みながら、建築物の耐震改修の促進を図るために、耐震診断・耐震改修に係る助成事業等を以下のとおり実施します。

また、木造住宅耐震改修工事助成制度については、事業の実施状況を見極め、緊急輸送道路沿道など特に耐震化が必要な木造住宅について耐震化の向上に努めていきます。また、その他の各支援施策等については、必要に応じて事業内容の拡充等、所要の見直しを検討していくものとします。

### 1) 名取市木造住宅耐震診断助成事業

条件を満たす木造住宅に対し本市が一部費用を負担し、耐震診断士を派遣し耐震診断を行います。また、耐震診断の結果評点が低い場合には耐震改修計画を作成します。

### 2) 名取市木造住宅耐震改修工事助成事業

耐震診断の結果、一定の基準に満たない住宅の耐震改修工事を行う所有者に対し、改修工事費の一部を助成してきました。また、助成限度額の増額などの見直しを行い、さらなる耐震化率の向上に努めています。

### 3) 危険ブロック塀等除却事業（補助拡充）

平成 30 年 6 月に起きた大阪府北部地震では、ブロック塀等の倒壊被害が生じました。本市では以前より、助成条件を満たした危険なブロック塀等が、倒壊することによる被害を未然に防止するため、通学路等におけるブロック塀等の除却助成制度を実施してきましたが、令和 3 年度からは、対象を「避難路」と定め、対象のブロック塀等を見直し、継続的な制度として国等の補助を活用し、改めて除却助成制度を拡充していきます。

また、助成条件を満たした危険なブロック塀等の除却跡地に、軽量の塀等（生垣、フェンス、板塀等）の設置をする場合は、除却事業とあわせてその工事費の一部を助成します。

このほか、塀の所有者等に向けて、国が公表している「ブロック塀の点検のチェックポイント」の周知を行い、自己による安全性チェックを促します。

#### ●「避難路」対象路線の要件

- ①名取市地域防災計画で定める緊急輸送道路
- ②名取市教育委員会が指定する通学路
- ③次の各号のいずれかに該当する道路
  - 国道、県道、市道
  - 建築基準法第 42 条に規定される道路
  - 建築基準法第 43 条ただし書き許可を受けた道路

なお、この「避難路」は、社会資本整備総合交付金交付要綱付属第Ⅱ編イ-16(12)-①住宅・建築物耐震改修事業の 1.13 における「避難路」として位置付けられ、国の補助活用事業として推進します。

※上記 1)～3)の支援策については、社会資本整備総合交付金要綱に基づく「名取市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」として位置付けます。

### 3 耐震化を促進するための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者等が耐震改修を実施するにあたっては、様々な不安材料があります。したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建築物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めていきます。

また、「名取市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、ホームページや広報（SNSの活用など）、分かり易いパンフレットの配布のほか、耐震セミナーや防災訓練など、さまざまな方法や機会を通じ、耐震化の必要性、重要性について啓発するとともに、耐震診断及び耐震改修に関する情報、助成制度や支援策等の情報提供により耐震化の普及啓発を行います。

#### 1) 安心して相談できる環境の整備

建築物所有者等が安心して耐震診断・耐震改修を実施できるよう相談窓口を市に設置するとともに、助成制度や耐震改修促進税制等の支援策についても、適切に情報提供を行います。

#### 2) 事業者情報等の情報提供の拡充

リフォーム事業者・工務店は、市民が改修工事を行うときの最も身近な存在である一方、「悪質リフォーム」の問題があり、耐震改修が促進されない要因の一つとなっているとも考えられます。これらの事業者に対する市民の不安を解消するために、市の耐震診断等を担当窓口において、耐震改修の登録設計者や登録施工者情報についての相談対応に努めていきます。

#### 3) ホームページ等による情報提供

建築物の耐震化を促進するには、まず建築物所有者等が耐震化の必要性や重要性について十分に認識することが必要です。このため、ホームページ等を活用し、耐震診断・耐震改修に関する事業の情報提供を積極的に行います。

#### 4) 耐震化の必要な住宅所有者に対する普及啓発

本計画における住宅の耐震化率の目標を達成に向け、住宅の耐震化をより一層推進していくため、「名取市耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定するとともに、毎年度、耐震化促進事業の具体的な取り組みと支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し、対策を進めます。

## 4 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に通行を確保すべき道路（以下、緊急輸送道路という）は、宮城県地域防災計画で定めた緊急輸送道路とします。

宮城県では、この緊急輸送道路として選定されたものについて、平成25年に改正された耐震改修促進法第5条第3項の規定に基づき、沿線の建築物の耐震化を促進すべきものとして指定しています。

### 1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に通行を確保すべき緊急輸送道路とは、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を目的とした道路です。

本計画において緊急輸送道路は、宮城県地域防災計画及び名取市地域防災計画に定められた一次及び二次緊急輸送道路、並びに三次緊急輸送道路とし、特に、一次及び二次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を宮城県との連携において重点的に進めます。

ただし、本計画においては、緊急輸送道路等の耐震診断義務づけ及び努力義務道路（耐震改修促進法第6条第3項第1号及び同法第6条第3項第2号）の指定について今後検討していきます。

#### ● 宮城県が指定する緊急輸送道路（耐震改修促進法第5条第3項関連）

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施する道路で、「宮城県地域防災計画」で定められた第一次、第二次緊急輸送道路とします。

#### ● 名取市が指定を検討する緊急輸送道路（耐震改修促進法第6条第3項関連）

災害時に必要な救助、消防活動及び緊急物資を運ぶための道路や避難の際に使用される主要な道路で、「名取市地域防災計画」で定められた緊急輸送道路（第三次緊急輸送道路）とします。

#### ■ 名取市における緊急輸送道路

一次緊急輸送道路	二次緊急輸送道路	三次緊急輸送道路	
東北縦貫自動車道 仙台東部道路 国道4号 国道286号 塩釜亙理線 仙台空港線	名取停車場線 閑上港線 仙台館腰 市役所通り線 増田小学校北線 町頭築港線	名取村田線 田高沢目線 仙台館腰線(名) 三日町熊野堂線(名) 植松田高線(名) 町頭築港線(名) 川上田高線(名) 小塚原中央線(名) 相互台線(名)	山道路線 仙台岩沼線(名) 塩釜亙理線(名) 熊野堂柳生線(名) 宿柳生線(名) 北釜線(名) 手倉田箕輪線(名) 飯塚開発線(名) 北釜中央線(名)

※(名)は、名取市が指定している緊急輸送道路

一次緊急輸送道路：県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾施設、空港等を連絡する道路

二次緊急輸送道路：一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点を連絡する道路

三次緊急輸送道路：その他一次、二次緊急輸送道路を補足する道路



## 2) 緊急輸送道路等の沿道建築物

宮城県は、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、「宮城県地域防災計画」に定める緊急輸送道路全線について沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る路線として位置付けてきました。

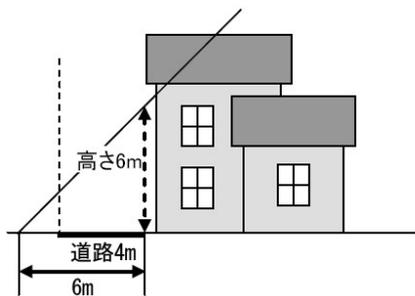
耐震改修促進法の改正に伴い、宮城県は広域的な輸送等の観点から、緊急輸送道路のうち宮城県庁、県合同庁舎、県内各市役所本庁舎、町役場本庁舎、仙台駅、仙台空港及び仙台港など主要な施設へ連絡する路線について、大規模地震が発生した際に沿道建築物の倒壊等で路線の通行に与える影響を調査した結果、地震後も通行が可能であることが確認できましたが、旧耐震基準の建築物も一定数存在することから、今後も市町村と連携し、指導助言等により耐震診断及び耐震改修の促進に努めることとしています。

本市においては今後、市区域内の緊急輸送道路や避難路、通学路等の通行を確保するため、必要に応じて耐震改修促進法第6条第3項関連に基づく沿道建築物の耐震化を促進する路線（第三次緊急輸送道路）の指定を検討し、耐震診断及び耐震改修を促進するよう努めるものとします。

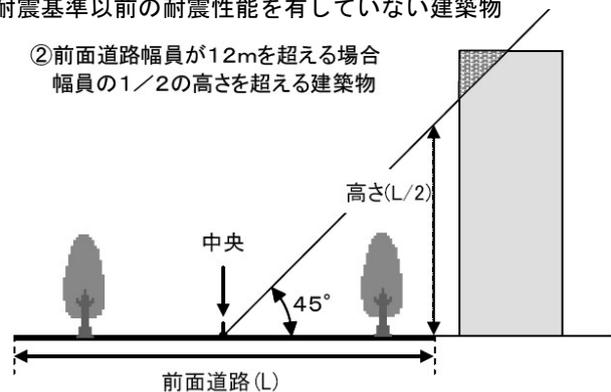
地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物とは、宮城県もしくは本市が指定した道路の沿道建築物のうち、以下に示す一定以上の高さを持つ建築物です。

### ■ 通行障害既存耐震不適合建築物の要件※新耐震基準以前の耐震性能を有していない建築物

① 前面道路幅員が12m以下の場合  
6mの高さを超える建築物



② 前面道路幅員が12mを超える場合  
幅員の1/2の高さを超える建築物



※閉塞させるおそれのある沿道建築物：建築物のいずれかの部分が上図に示すように、前面道路の幅員に応じて定められた高さを超えるもの。

### 3) 避難路等沿道の一定規模以上のブロック塀等

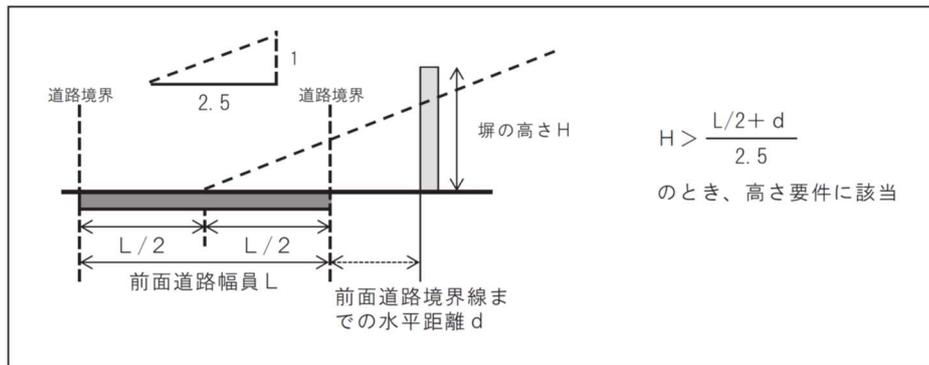
平成 30 年 6 月に発生した、大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等による通行被害の防止のため、平成 31 年 1 月の耐震改修促進法施行令等の改正により、建物に附属する組積造の塀が通行障害建築物に追加されました。

このため、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に基づき緊急輸送道路に面する組積造の塀で下記の「通行障害建築物となる組積造の塀の要件」を満たすものを「要安全確認計画記載建築物」として、耐震診断の実施を義務付けられました。

本市においては、第一次及び第二次緊急輸送道路について点検を行い、下図の要件に該当するブロック塀等は確認されませんでした。沿道には危険性をはらんだブロック塀が点在しているため、さらなる点検調査を進め安全性の確保促進に努めるものとします。

#### ■通行障害建築物に追加されるブロック塀等の要件（耐震改修促進法施行令第 4 条第 2 号関連）

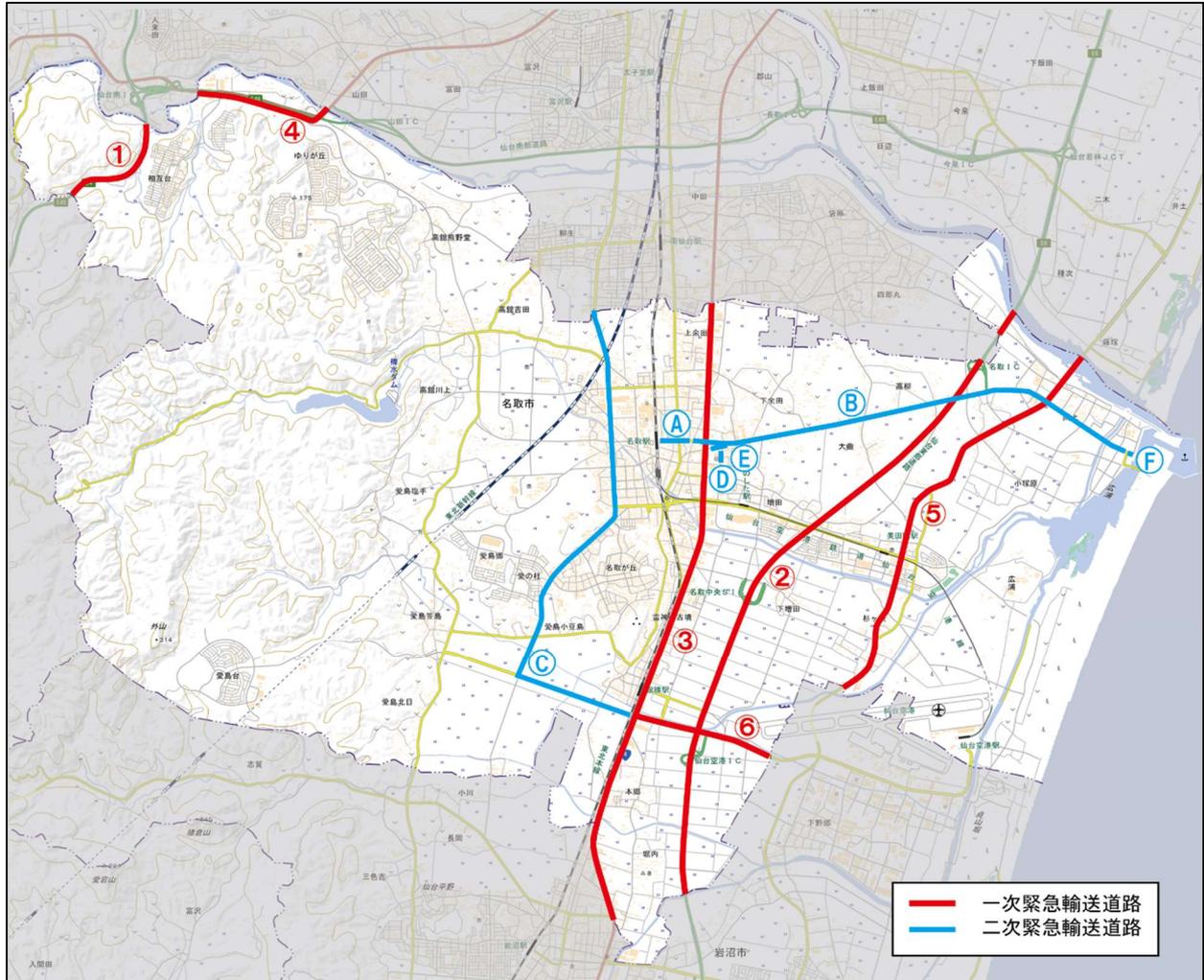
緊急輸送道路に敷地が接する建築物に付属する組積造の塀のうち、前面道路に面する部分の長さが 25m を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 1/2 に相当する距離を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等であるもの。



4) 緊急輸送道路沿道の安全点検

緊急輸送道路に接する敷地の建築物及び組積造の塀の倒壊によって道路の機能が妨げられることがないように、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握しその促進に努めます。

■沿道の耐震化を進めるべき道路



一次緊急輸送道路	二次緊急輸送道路
1. 東北縦貫自動車道	A. 名取停車場線
2. 仙台東部道路	B. 閑上港線
3. 国道4号	C. 仙台館腰
4. 国道286号	D. 市役所通り線
5. 塩釜亘理線	E. 増田小学校北線
6. 仙台空港線	F. 町頭築港線

上記の、緊急輸送道路沿道の通行障害建築物等（組積造の塀を含む）について、別途、現地概要調査した結果、規定の高さを超えると推測される対象建築物が数棟確認されています。今後は、用途や建設年度の確認調査などによる、既存耐震不適格等の耐震性の有無確認を行い、沿道の耐震化の促進に努めます。

## 第4章

# 啓発及び知識の普及に関する施策

## 1 地震防災マップの有効活用

本市では、市民・建物所有者の意識啓発のため、「地震防災マップ」の活用を推進しています。地震による被害の軽減のためには、住宅等の耐震化を図ることが大切ですが、このためには市民のみなさんに地震の大きさと揺れによる建物の危険性を良く理解していただく必要があります。

地震防災マップは、地震被害の発生見通しと避難方法等に関する情報を、わかりやすく提供することによって、平常時からの防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待されます。

そこで、発生の恐れがある地震による揺れや建物の被害の可能性をわかりやすく示した「地震防災マップ」が既に作成されており、引き続きこれを活用していきます。このマップは「揺れやすさマップ」と「地域の危険度マップ」から構成されています。

## 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市民からの、耐震改修等についての問い合わせに適切に対応し、安心して耐震化に向けた取り組みを実施できるよう、関係する機関と情報の連携を図り、市民にとって分かりやすいものとなるよう努めていきます。

さらに、財団法人宮城県建築住宅センターなどの、耐震に関する専門の相談窓口との連携により、必要に応じ耐震診断や耐震改修を促す相談体制の整備を図り、耐震化に向けた取り組みを図っていきます。

また、費用負担がネックになって耐震改修に踏み切れない建物所有者等に対し、耐震化促進策等の紹介など、費用の負担軽減に関する情報提供にも取り組んでいきます。

## 3 関係団体との連携

耐震化を促進するためには、地震防災対策としての地域におけるきめ細かい取り組みや関係団体との連携が必要で、国や宮城県との連携も重要であると考えられます。

よって、市民が安心して建築物の耐震化に取り組むためには、身近で信頼できる設計者や建築関連事業者の協力が不可欠であり、消費者保護の観点からも、建築関係団体等と連携し協力関係を深めながら、設計者・建築関連事業者に関する情報提供も含め、耐震化に関するきめ細かい取り組みを進めていきます。

また、「宮城県建築物等地震対策推進協議会」に参画するなど、さまざまな機会を通して国や宮城県と連携を図り、情報収集や連絡調整を強化します。

---

# 名取市耐震改修促進計画

令和3年3月（改定）

---

編集：名取市建設部都市計画課

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80 番地

TEL (022) 384-2111 FAX (022) 384-2394

---